

お仕事備忘録

WORK REMINDER

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

01 簡易な方法による令和3年分確定申告の申告・納付期限の延長申請



令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な場合は、**2022年4月15日**までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申出することができます。贈与税など申告所得税以外も同じ取扱いです。

02 育児休業等の個別周知・意向確認の義務化



改正育児介護休業法の施行により、**2022年4月**から、妊娠・出産の申出をした従業員に対し、育児休業に関する制度や育児休業給付の仕組みなどについて個別に周知をした上で、休業の取得意向の確認を行うことが義務付けられます。

03 パワーハラスメント防止対策の義務化（中小企業）



2022年4月から、中小企業においてもパワーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります。ハラスメントに関する規程の整備や、相談窓口の設置、社員教育などの取組を行うことが求められます。

04 アルコールチェックの義務化



2022年4月以降、改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者の業務として、運転前後のアルコールチェックの確認、及び記録の保存が義務付けられます。

05 給与支払報告に係る給与所得者異動届出



住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、**4月1日**現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、**4月15日**までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

06 社会保険料率の変更



2022年度の雇用保険料率は**4月**と**10月**の二段階で変更されます。**4～9月**の料率については、労働者負担分は据え置きですが、事業主負担分が引き上げとなります。**10～翌3月**については労働者負担分、事業主負担分ともに引き上げとなります。**2022年度**の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**3月分（4月納付分）**からの適用となります。

07 労働者名簿の調製



新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から**3年間**は必ず保存しておくことになっています。